

住民支え合い活動助成事業のご案内



「赤い羽根は、みやぎの皆さんの支え合うチカラを応援したい！」

* 応募要項 *

1. 助成対象

(1) 対象団体

宮城県在住者5名以上で構成されている東日本大震災の「被災者支援活動」及び「復興支援活動」を行うボランティアグループやNPO法人等の非営利団体

- * 中央共同募金会が実施している赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(通称：ボラサポ) 助成事業の助成を受けていないこと
- * 過去に受けた本助成の活動報告及び精算が終了していること
- * 企業、政治目的を持つ団体、宗教の勧誘を行う団体から独立していること、また政治・宗教を主たる目的とした団体でないこと
- * 暴力団員が構成員に含まれていないこと



(2) 助成対象活動

平成27年度(平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで)に実施する以下の助け合い活動及びボランティア活動

- * 応募団体が主催して実施する活動であること。
- * 応募日翌日以降、活動の実施及び着手をしていただいで結構です。ただし、審査結果によっては応募希望通りでない場合もありますので、あらかじめご理解ください。



1	生活支援活動	見守り・訪問活動、移送・外出支援、要介護者の引越し・片づけ作業、配食サービス、家事援助、相談事業、情報収集・提供事業、ミニコミ紙作成・配布事業、防災マニュアル作成事業、除排雪支援事業、子どもの学習支援など
2	サロン活動	健康づくり支援事業(ウォーキング、太極拳、ヨガ、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ボーリング等)、食事と栄養バランス支援事業、介護予防支援事業、音楽療法支援事業、生きがいづくり支援事業、各種レクリエーションなど
3	季節の行事	お正月会、餅つき会、ひな祭り、お花見会、七夕、盆踊り大会、紅葉狩り、クリスマス会、いも煮会など
4	住民交流事業	昔の遊び伝承、昔話の伝承、郷土の歴史学習、郷土料理の伝承、お便り交流、映画観賞会の開催、各種のコンサート開催、落語・寄席の開催、講演会の開催、紙芝居・人形劇・絵本の読み聞かせの開催、復興イベントの開催、慰問活動など

【対象外となる活動例】

- ・ 東日本大震災の被災者及び復興支援に関係ない活動
- ・ 応募前に実施または終了した事業
- ・ 学校や社会福祉施設が行う行事
- ・ 小学校の特設クラブや、小中学校の部活動
- ・ PTAや部活動の保護者会が行う活動
- ・ スポーツ少年団等の従来活動
- ・ 企業が行う活動

- ・ 友人・知人・家族・親類同士のみで行う活動
- ・ 慰安目的のただ単なる日帰り旅行等の活動
- ・ 神社仏閣での祭礼等に基づいた催し
- ・ 市町村社会福祉協議会、民生児童委員協議会が行う事業
- ・ 商店街、商工会議所、青年会議所や農漁産業等の組織が営利または産業振興を目的に実施する事業
- ・ 総会、打合せ、反省会等の会合のみの活動
- ・ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動



2. 応募方法・提出書類

【提出書類】

- 応募書 様式1-1 *必ず最新版をご使用ください。 会則または定款 役員一覧
 団体通帳の口座番号及び名義が記載されているページの写し

応募方法の詳細については別冊の『住民支え合い活動事業のご案内』をご覧ください。

日常生活のお手伝い!

「まもりーぶ」(まもるとピリーフの造語)

まもりーぶって、何をするとこころ?

1. 福祉サービスの利用援助

- たとえば・・・
- 介護保険の要介護認定・更新認定の申請を代行します。
 - 市町村で行っている福祉サービスの利用申込みを代行します。

2. 日常的金銭管理サービス

- たとえば・・・
- 日常生活費を決まった日におろして、手渡します。
 - 年金の受取りを確認します。
 - 家賃や公共料金の支払いを代行します。

3. 財産お預かりサービス

- たとえば・・・
- 預貯金通帳、年金・保険証書・不動産権利証などの重要書類や、実印などを銀行の貸金庫に保管します。

誰が、使えるの?

まもりーぶが使えるのは、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの方々に、自己決定能力が低下している方に、地域の中で自立した生活が送れるように、上の1～3のサービスを行っています。

どうすれば、サービスが使えるの?

まずは、各地域の「まもりーぶ」や市町村社協に、ご相談ください。